

「民事訴訟管理センター」や「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」と名乗る機関からハガキが届いたとして全国の消費生活センターなどに寄せられた相談が急増しています。消費者に、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、それに関して「裁判所に訴状が提出された」「給与、動産物、不動産物の差し押え」などと脅して不安にさせたうえで、訴訟取り下げなどについて相談するよう誘導しています。



【事例】

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というタイトルのハガキが届いた。ハガキには、連絡なき場合は原告側の主張が全面的に受理され、裁判の処置として給与の差し押えをすると記載があった。裁判取り下げ期日が迫っていたので電話をしたところ、「心配しないでいい、弁護士に電話しなさい」と言われ、教えられた電話番号にかけると、弁護士を名乗る男性が出て、別の会社の電話番号を教えられた。

その会社に電話をすると恐ろしい口調で、コンビニでプリペイドカードを50万円分買い、電話するように指示された。10万円分は買ったが何かおかしいと思う。どうすればよいか。(60歳代 女性)

◆身に覚えのない請求には

1. 相手に連絡をしない

電話番号などの個人情報教えてしまうこととなります。絶対に連絡をしてはいけません。

2. 絶対に支払わない

1回支払うと次々と新たな請求が続きます。身に覚えのない請求に応じてはいけません。

3. 裁判所と思われる郵便物(ハガキではありません)が届いた場合は相談する

「裁判所からの支払い督促」や「少額訴訟の呼出状」と思われる場合は、書類の真偽の判断は難しいので、放置せず、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

4. 請求された内容について不明な点があったり、不安を持ったたりした場合には、相手に連絡せず、また料金を支払う前に、まず消費生活センターに相談しましょう

困ったときは消費生活センターへ相談しましょう

幡多広域消費生活センター

【相談受付】

開催日時／月曜日～金曜日(祝祭日および年末年始を除く)

午前9時～正午／午後1時～5時

☎0880-34-6301 FAX0880-34-6295

〒787-0012 四万十市右山五月町8番32号四万十市立働く婦人の家1F



高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎(南館)

〒760-8550

☎087-823-2025

FAX087-811-7801

四国財務局多重債務者相談窓口

○お申し込み・お問い合わせ

◆料金 無料

く

※祝日・12月29日～1月3日を除く

・午後1時～5時

・午前9時～正午

◆受付日時 月曜日～金曜日

・

必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家への引継ぎも行っていきます。

一人で悩まずにご相談ください。

四国財務局で、借金を抱え悩んでいる方のための「相談窓口」を開設しています。

多重債務でお悩みの方に